

技能検定実技試験会場のご協力について

愛知県職業能力開発協会
技 能 検 定 課

技能検定実技試験を実施するにあたり、特定の一部職種(作業)については、受検者が所属する事業所等に、会場・設備・機器及び試験係員等の提供協力をいただいております。

その場合、原則として下記の条件の下でご協力をお願いしておりますので、当該職種(作業)に係る受検申請にあたっては、事前にご確認、ご了承をお願いします。

具体的な職種(作業)については、受検案内をご覧ください。

※令和6年度(後期)受検案内の場合は、P13「**注4**受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業」に記載しています。

記

- 1 実技試験会場を愛知県内に設定することができること
- 2 基準どおりの設備・機器等を備えた会場及び試験材料等を調達し、試験を運営することができること
※実技試験を実施するためには、当該職種(作業)の「実技試験問題」及び「実技試験実施要領」に定められた準備基準等を遵守する必要があります。これらの設備等は、原則として会場となる事業所等でご用意いただきます。
- 3 技能検定委員の推薦ができること
※実技試験を適正・公正に実施するため、試験は技能検定委員の指揮のもとに実施していただきます。次の点にご留意の上、適任者をご推薦ください。書類審査により当協会が選任します。
 - (1) 技能検定委員の選任基準、留意点は別紙のとおりです。
 - (2) 技能検定委員は、実技試験を適正に実施するための動画視聴や、採点の水準を統一するため必要に応じて開催される会議への出席をお願いする場合があります。
 - (3) 試験会場には、原則として3人(受検者が10人以下の場合は2人)の技能検定委員を配置し、その内1人は試験会場となる事業所等に所属する委員とします。
 - (4) 技能検定委員は、同じ職種(作業)の他の実技試験会場へも赴いて、技能検定委員を務めていただきます。(1～2回程度。同一人である必要はなし。)
 - (5) 技能検定委員は、法の定めるところにより守秘義務が課せられます。
- 4 試験の実施(必要に応じ開催される会議への出席、試験準備及び採点を含む)に必要な役務提供、試験を円滑、適切に実施するための必要な協力ができること
※試験の実施に携わった方にも、技能検定委員と同様に、試験を実施する上で知り得た情報を他に漏らすことが禁じられています。
- 5 試験の実施に要する経費の一部補填として、協力協定(試験を実施する事業所等と当協会と締結する契約)に基づく「協力金」をお支払いさせていただくこと
- 6 上記条件のほか、職種(作業)によっては一定数以上の受検者確保を必要とする場合があること

技能検定委員〈1級、2級、3級又は単一等級〉の選任基準
(厚生労働省技能検定試験事務手引きを元に当協会で作成)

次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該検定職種(作業)の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種(作業)に関し15年以上の実務の経験又は教育訓練の経験を有する者 **(技能系)**

ただし、3級の場合は、当該検定職種(作業)の特級、1級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種(作業)に関し5年以上の実務の経験又は教育訓練の経験を有する者及び、当該検定職種(作業)の2級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種(作業)に関し10年以上の実務の経験又は教育訓練の経験を有する者 **(技能系)**

- (2) 事業所等において、当該検定職種(作業)に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者で、当該検定職種(作業)の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者 **(技術系)**

- (3) 短期大学(高等専門学校及び旧専門学校を含む。)以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練(旧養成訓練を含む。)、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種(作業)に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種(作業)に関し10年以上(3級は5年以上)の学識経験を有する者(学識経験には、学校、職業能力開発校(旧職業訓練校を含む。)、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。)で、当該検定職種(作業)の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者 **(学識系)**

- (4) 上記(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

※技能検定委員となるにあたっての留意点(受検制限と業務制限)

▽選任期間中は、実技及び学科の両方の試験が免除される場合を除き、当該検定職種の技能検定試験は受検できません。ただし、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検はできます。

▽選任期間中は、試験実施に先立って団体・事業所等が行う事前教育・講習会の講師を務めることはできません。(都道府県協会が行う全ての技能検定職種が制限対象)また、これらに係る教育関係資料の作成にも一切関与できません。なお、これらは技能検定合格のみに特化したような講習等を禁じているものであり、本来的な学校教育、職業訓練、OJT、あるいは技能の伝承等職業に必要な技能を習得させるものまでも禁じている趣旨ではありません。